

福祉サービス利用援助事業について

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課

概要

位置づけ

- 「福祉サービス利用援助事業」は、平成12年介護保険制度の導入、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行により、福祉サービスが措置から利用へと移行する中で、利用者の利益の保護を図る仕組みの一環として第二種社会福祉事業に規定。
- 判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用が適切に利用できるよう助け、これに伴う日常的な金銭管理等をあわせて行う仕組み。

「精神上の理由(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)により日常生活を営むのに支障がある者」に対して、「無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業。」(社会福祉法第2条第3項第12号)
- あわせて、全国どこでも対応できる仕組みが必要であること、適正に実施するための一定の組織管理・財務体制を確保している必要があること等の理由から、都道府県社会福祉協議会に、①「福祉サービス利用援助事業が都道府県の区域内においてあまねく実施されるために必要な事業」、②「当該事業に従事する者の資質の向上のための事業」、③「福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発の実施」を義務づけ。(社会福祉法第81条)
- 平成11年10月から「地域福祉権利擁護事業」(平成19年度から「日常生活自立支援事業」)の名称で、都道府県社会福祉協議会を実施主体とした国庫補助事業を開始。

日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助事業の内容

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。平成18年度末現在の基幹的社協等は596カ所。

<対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。*平成18年度末実利用者数(3月末時点の実数)は、21,904人。

<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施。(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)

(P10参照)

提供

提供

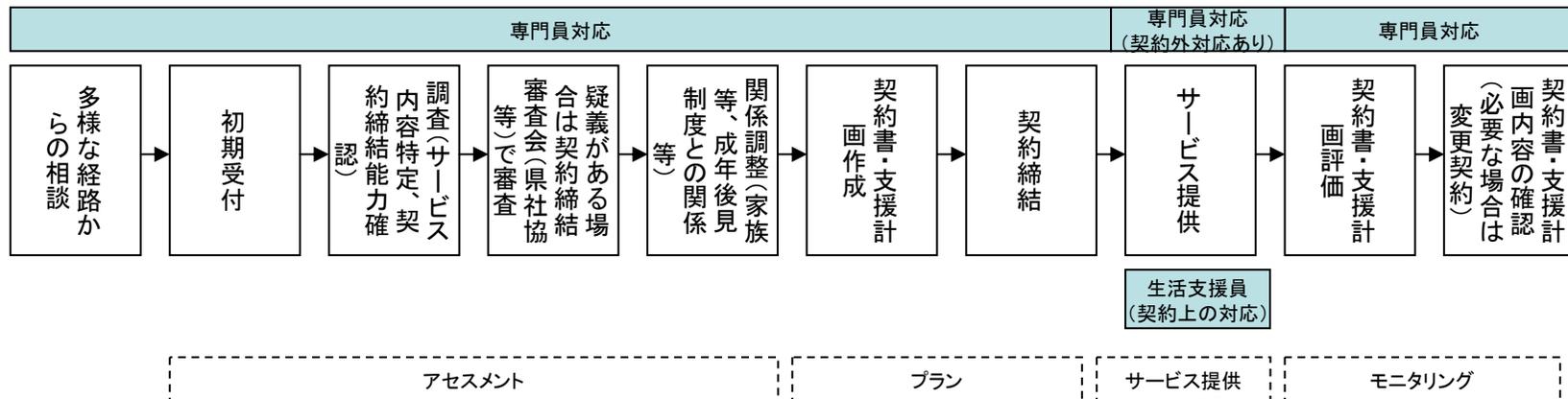
担い手・実施方法

- 専門員(原則常勤)と生活支援員(非常勤)により実施。
* 全国596カ所の基幹的社協等に866人の専門員と10,847人の生活支援員が配置。
- 専門員は、相談の受付、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約締結業務、生活支援員の指導等を行い、生活支援員は、専門員の指示を受け具体的な援助を提供。

(P10参照)

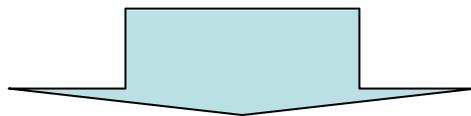
実施

援助のプロセス



* 介護保険法、障害者自立支援法のケアマネジメントと同様のプロセス

(P13参照)

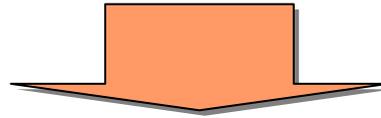


事業の効果

- 福祉サービス等の利用援助やそれに伴う日常的な金銭管理を実施することにより、個別のサービス利用では問題解決しない利用者層にアプローチしている。
- 本事業により親族による金銭搾取等や消費者被害が発見されており、副次的効果としての見守り機能が大きい。
- 利用料の支払いが遅滞する等トラブルになりやすい利用者が円滑にサービス利用できるようになり、事業者にとっての困難ケース解消につながっている。
- 利用者の状態変化に対応して成年後見制度につなぐとともに、その利用手続きを援助することにより、成年後見制度の利用に寄与。

課題点

- 全国的にみると、相談件数、利用契約者数は年々増加しているが、実施主体間の格差が大きい。(P24, 25参照)
- 本事業の対象と考えられる「在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者」の数を339,000人と推計すると、平成18年度末実利用者数は、その6.5%にすぎず、まだまだ不十分といわざるを得ない。
(P11参照)



今後に向けて

- 日常生活自立支援事業の現状をみると、郵便物の確認・整理や通院の調整など、福祉サービスの利用や行政手続等にとどまらない支援が実施されている。(P13、14参照)
- また、本人の判断能力が不十分なため、まずは本事業のサービスの必要性について本人の自覚を促すための相談が必要であり、契約に至らない場合であっても関わりを継続して見守るなど、要支援者の日常生活の継続にとって本事業の相談の果たす役割が重要なものとなっている。(P13、16参照)
- 以上のような現状を踏まえると、福祉サービスの利用や行政手続等にとどまらず、判断能力の不十分な人の日常生活上のニーズを発見し、その判断を支援することにより要支援者の生活を継続的に支える仕組みとすることが必要ではないか。

参 考

- 福祉サービス利用援助事業の位置づけ ……P 7
- 日常生活自立支援事業(国庫補助事業)の内容 ……P 9
- 日常生活自立支援事業の実施状況 ……P19
- 日常生活自立支援事業の国庫補助 ……P26
- 関係する告示・通知 ……P27
- 社会福祉法(抜粋) ……P28
- 日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係 ……P30

福祉サービス利用援助事業の位置づけ

<背景>

- 平成12年介護保険制度の導入、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の施行により、福祉サービスが措置から利用へと移行する中で、利用者の利益の保護を図る仕組みが求められた。
- 一方、近年、地域では、一人暮らし高齢者世帯の増加、地域生活に移行する精神・知的障害者の増加が見込まれており、これらの人々を標的とした詐欺行為等の増加の危惧。
- 地域での生活は、あらかじめ必要なものが用意され、安心と安全が担保されている施設とは異なり、資源が多様で点在しており、うまく活用できない場合には生活を円滑に営めない。また、自分の身を自分で守ることも求められる。そのため、「地域」において、自立した生活を行うためには、「福祉サービスを含め、生活に必要な資源を活用できる」「収入や資産に見合った生活費の管理ができる」「困ったときに自分から助けを求めることができる」ことが必要であるが、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分な状態にある人々の中には、これらを自分だけでは十分に行えず、他からの支援を必要とする人々が少なからず存在。
- また、このような人々は、契約変更や料金の支払いなどに対応できず、サービス利用の上での困難事例になりやすいことから、サービス提供事業者等にとってもその部分を支援する仕組みが必要。

＜社会福祉法上の規定＞

- 「福祉サービス利用援助事業」は、利用者の利益の保護を図る仕組みの整備の一環として、第二種社会福祉事業に規定。

- 「精神上の理由(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等)により日常生活を営むのに支障がある者」に対して、「無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業」(社会福祉法第2条第3項第12号)

- 「福祉サービス利用援助事業」は、第二種社会福祉事業として様々な主体による取り組みが期待される一方、全国どこでも対応できる仕組みが必要であること等の理由から、現に各都道府県において組織を有し、社会福祉事業を適正に実施するための一定の組織管理・財務体制を確保している都道府県社会福祉協議会に、本事業が「都道府県の区域内においてあまねく実施されるために必要な事業」とともに、「当該事業に従事する者の資質の向上のための事業」「福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発」の実施を義務づけ。(社会福祉法第81条)

日常生活自立支援事業(国庫補助事業)の内容

- 平成11年10月から「地域福祉権利擁護事業」の名称で、都道府県社会福祉協議会を実施主体とした国庫補助事業を開始。(事業に対し名称が大きすぎる、利用者にわかりにくい等の指摘を受け、利用促進の観点から平成19年度「日常生活自立支援事業」に名称変更。)
- 現在、都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の窓口となる基幹的社会福祉協議会等を、地域住民に最も身近な市区町村域に整備するよう所要の予算措置を図り推進。

<事業の目的>

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者*1に対し、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援すること。

*1 判断能力が不十分なものとは、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難なもの

<実施主体>

都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会。ただし、事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等(基幹的社協等)に委託できる。平成18年度末現在の基幹的社協等は596カ所。

<事業内容>

法81条に都道府県社会福祉協議会が実施することと規定されている3事項

1. 福祉サービス利用援助事業(区域内においてあまねく実施されるために必要な事業を含む)
2. 従事者の資質の向上のための事業
3. 事業に関する普及啓発

次ページへ

日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助事業の内容

<対象者>

判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。*平成18年度末実利用者数(3月末時点の実数)は、21,904人。

<援助内容>

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)」「定期的な訪問による生活変化の察知」

<実施体制>

実施主体(都道府県・指定都市社会福祉協議会)には、責任者、事業の企画及び運営に携わる職員、専門員、生活支援員を置く。基幹的社協等には、専門員(原則常勤)と生活支援員(非常勤)が配置され援助を提供。専門員は基幹的社協等に常駐し、申請者の実態把握や本事業の対象者であることの確認業務、支援計画作成、契約の締結業務、生活支援員の指導等を行う。生活支援員は利用契約上の回数、時間を勤務時間とする非常勤であり、専門員の指示を受け具体的な援助を提供。

<利用料>

実施主体が定める利用料を利用者が負担する。生活支援員の賃金は補助対象外(実施主体は、利用料を生活支援員に対する賃金に充てている)。なお、生活保護受給世帯へ派遣する場合の生活支援員の賃金は、国庫補助対象経費(平成18年度末現在契約件数の3.5割)。

[参考] 実施主体が設定している訪問1回あたり利用料 平均1,200円

達成度

- 本事業の対象と考えられる「在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者」の数を339,000人と推計すると、平成18年度末現在の実利用者数はその6.5%。

日常生活自立支援事業の対象者数について〈推計〉

(参考)

- ◆ 「2002(平成14年)9月末についての推計」によると、在宅における認知症高齢者の数(注1)は73万人となっている。
- ◆ 本事業で利用契約を締結している認知症高齢者の多数は一人暮らしであることから、本事業の認知症高齢者の対象者数は、 $73\text{万人} \times 24.6\%$ (注2) = 18万人となる。
- ◆ また、本事業は認知症高齢者以外にも、知的障害者、精神障害者が利用しているが、対象者としては、

知的障害者(知的障害者療育手帳交付台帳登載者のうち中軽度者)	37.7万人
精神障害者(精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載者)	46.7万人

が想定され、これらの者のうち、在宅で一人暮らしの者を推計すると、

知的障害者	<u>6.0万人</u> (注3)
精神障害者	<u>9.9万人</u> (注4)となる。
- ◆ よって、本事業の対象者である「在宅で一人暮らしの認知症高齢者、知的障害者、精神障害者数」は、 $18\text{万人} + 6.0\text{万人} + 9.9\text{万人} =$ 33.9万人と推計される。

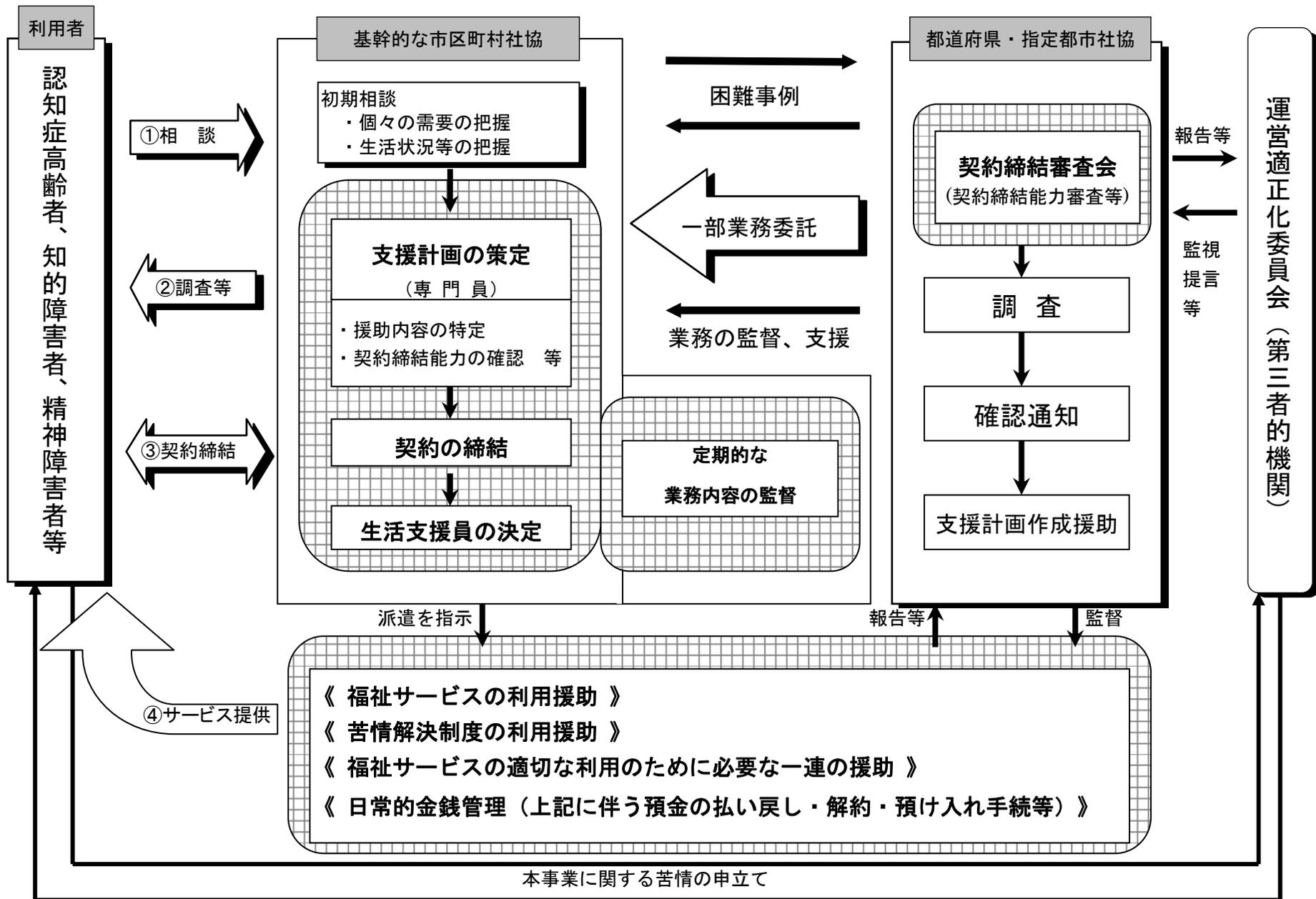
注1. 介護保険の第1号被保険者で要介護(要支援)認定を受けた者のうち、何らかの介護・支援を必要とする認知症がある者(認知症高齢者自立度Ⅱ以上)

2. 単独世帯率(平成17年国民生活基礎調査)

3. 在宅で一人暮らしの知的障害者については、台帳登載数に注2の単独世帯率及び「知的障害児(者)基礎調査」(平成12年)による在宅率(64.6%)を乗じている。

4. 在宅で一人暮らしの精神障害者については、台帳登載数に注2の単独世帯率及び「患者調査」(平成14年)による在宅率(86.0%)を乗じている。

日常生活自立支援事業の流れ



専門員と支援員の動き

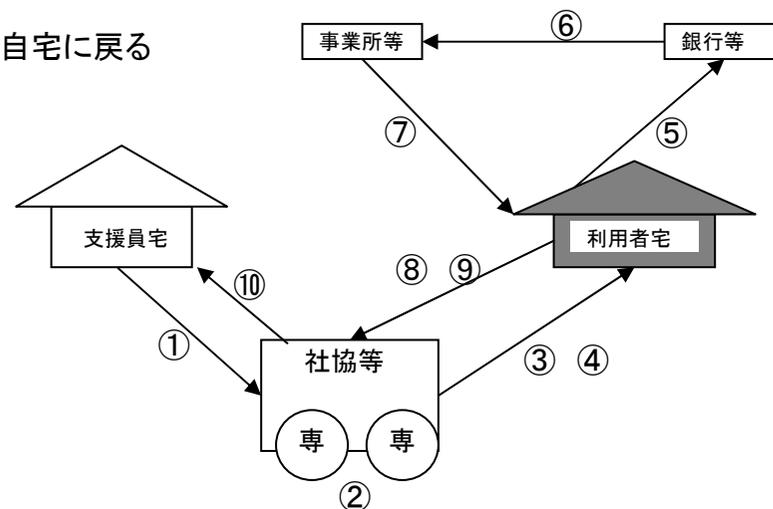
専門員の動き

- ① 親族・介護保険事業所や福祉課、保健師など周囲の気づき
* 利用料の滞納、利用調整のトラブル、債務、悪質商法被害などが契機
- ② 本人との関係づくり
* 制度理解に向け、繰り返しの訪問や連絡
* 専門員に馴染んでもらう(本人は内心金銭管理や数々の「わからなくなってしまったこと」に精神的負担感を持っていることが多い)
- ③ 家族調整
* 制度理解と契約内容の調整
- ④ 契約前の調整
* 債務処理のため法律相談に同行したり、その後の手続き支援を行う
* 通帳の再発行や印鑑証明の発行手続きを行う
- ⑤ 契約締結審査会に書類作成・提出
- ⑥ 契約締結審査会出席
- ⑦ 審査結果を受け契約。支援計画の作成。
- ⑧ 生活支援員の手配
- ⑨ 生活支援員との顔合わせ
* 慣れるまで数回同行することあり
- ⑩ 生活支援員に毎回、通帳と印鑑を渡す。受け取る。残高確認、領収書との付け合せを行う
- ⑪ 生活支援員から利用者の状況報告を受ける
- ⑫ ケース会議を開く
- ⑬ 貸金庫に入れてある利用者の通帳から、生活費分を管理通帳に移し、社協金庫に保管する
- ⑭ 利用者からは、混乱するとしばしば連絡が入るので対応する
- ⑮ 判断力低下が進み代理が必要と判断された場合、成年後見制度につなげる手続きを行う
- ⑯ 日々の記録をつける

A市の例

生活支援員の支援の動き

- ① 生活支援員が自宅から基幹的社協等に行く
- ② 専門員から生活支援員に支援内容の指示。通帳や印鑑を生活支援員に渡す
- ③ 生活支援員が利用者宅を訪問
- ④ 生活支援員が郵便物の内容、請求書の内容、本人の様子を確認
- ⑤ 生活支援員が金融機関に払い出しに行く(もしくは同行する)
- ⑥ 金融機関から払い出したお金で、振り込み手続きや支払いに行く(もしくは同行する)
- ⑦ 利用者宅にもどり領収書と払い出し内容を利用者と確認する
- ⑧ 基幹的社協等に戻り専門員に報告。通帳と印鑑を返却。残高と領収書を確認
- ⑨ 記録する
- ⑩ 自宅に戻る



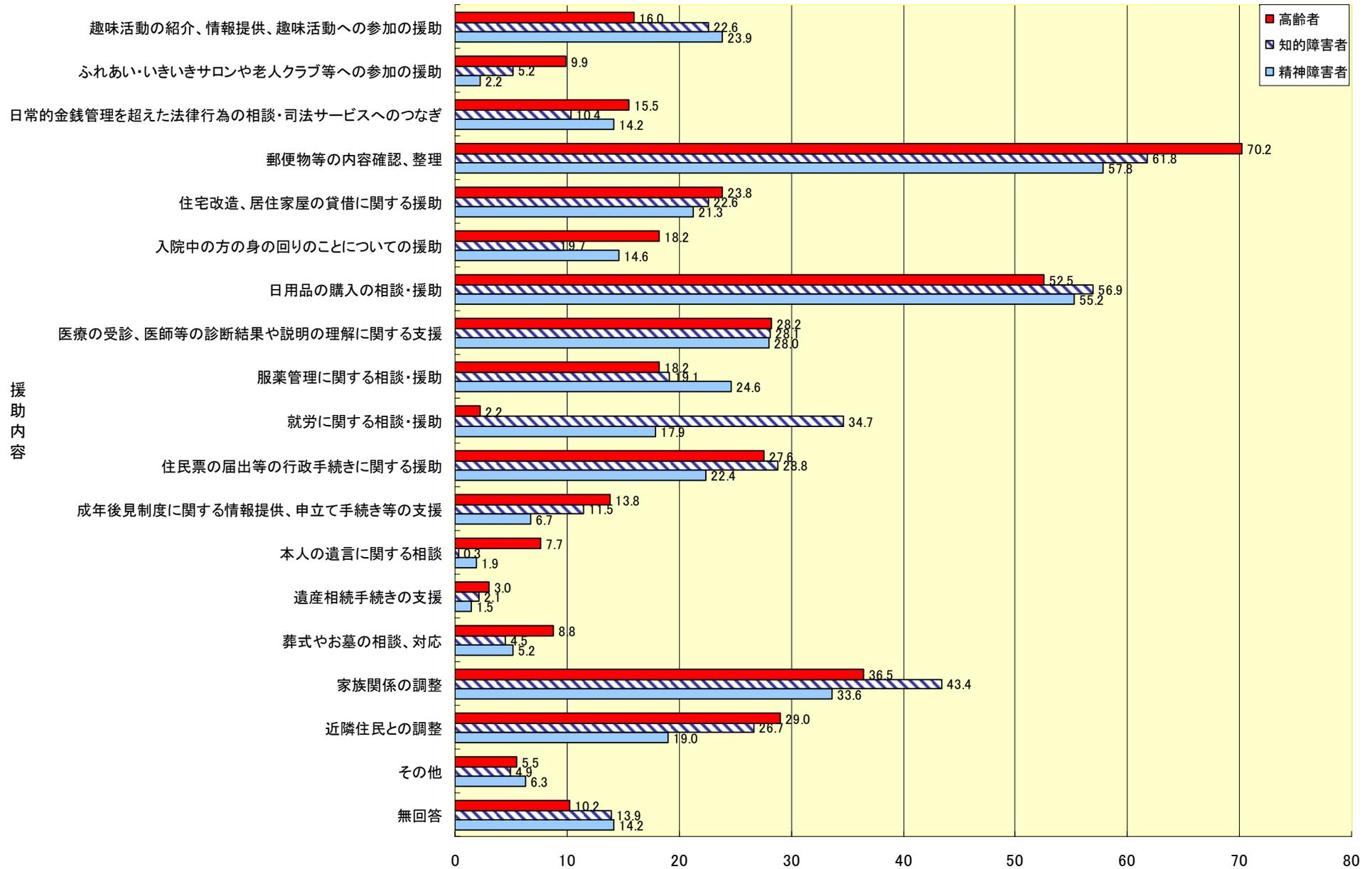
利用者像と援助内容

- 本事業の契約の内容について判断し得る能力はあるが、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者。
- 具体的には、郵便物の中から請求書など必要書類を確認し、支払うべきものを判断して支払うことや各種の手続きを自分だけでは十分に行えない。しばしば通帳等を紛失し、再発行手続きが必要となる。

A市の例

本人状況	現在利用している福祉等サービス	契約上の支援内容 (生活支援員対応)	最近2ヶ月の契約外の臨時支援 (専門員が対応)
80歳代、独居、認知症、 要介護度3 実子不明、キーパーソンは後妻の連れ子の死亡した息子の嫁 年金なし、預金のみ	ヘルパー(家事援助:買物、調理、掃除、身辺整理等) デイサービス 配食サービス(昼・夕)	週1回。ヘルパー用買物代金を財布に補充。 請求・領収書や郵便物の確認・整理。各種申請手続き。 通院代の支払い。	入院費の清算。歯科通院の調整。生活費捻出のため生命保険解約のための印鑑証明発行手続きと解約時にキーパーソンと同席。
70歳代、特養入所、軽度認知症、身体により要介護度5 身寄りなし、家賃収入あり	特養入所	2ヶ月に1回。郵便物の確認・整理。各種申請手続き支援。 施設預かり通帳へのお小遣い分補充。	遺言書及び尊厳死の公正証書作成のための公証人や施設との連絡、必要書類の準備、印鑑証明の発行、手数料の支払いの手伝。 家賃収入を確認し通帳に振り込む。
70歳代、独居、認知症、要介護度1 身寄りなし、家賃収入あり	ヘルパー デイケア 訪問診療 訪問看護	月2回。郵便物の確認・整理。 各種申請手続き支援。生活費の払い戻し。家賃収入の確認とローン返済のための口座入金。医療費支払準備。ヘルパー用買物代金補充。	主が営むアパートの入居者が孤独死(生活支援員が異変を行政に連絡し発見)、その後の連絡や調整等。3月の確定申告のための書類準備、青色申告会との調整、当日の同席。ベッドが必要になり、社協に寄付されたベッドを手配。
80歳代、独居(最近入院)、認知症、要介護度3 親族が世話を拒否 * 成年後見に移行後解約	ヘルパー	週1回。郵便物の確認・整理。 各種申請手続き支援。生活費の払戻。医療費支払い。妻分の老健入所費用の支払い。	通帳の再発行。銀行で本人が暴れたため呼ばれ、謝罪。他県で保護され警察へ情報照会。親族調整。銀行へ一人で行き、銀行からの連絡で迎えに行く(警察が保護した場合は連絡は行政に入り行政対応)。成年後見申立支援と家裁への同行、後見人への引継ぎ。入院費用の支払い。

日常的金銭管理以外の援助内容



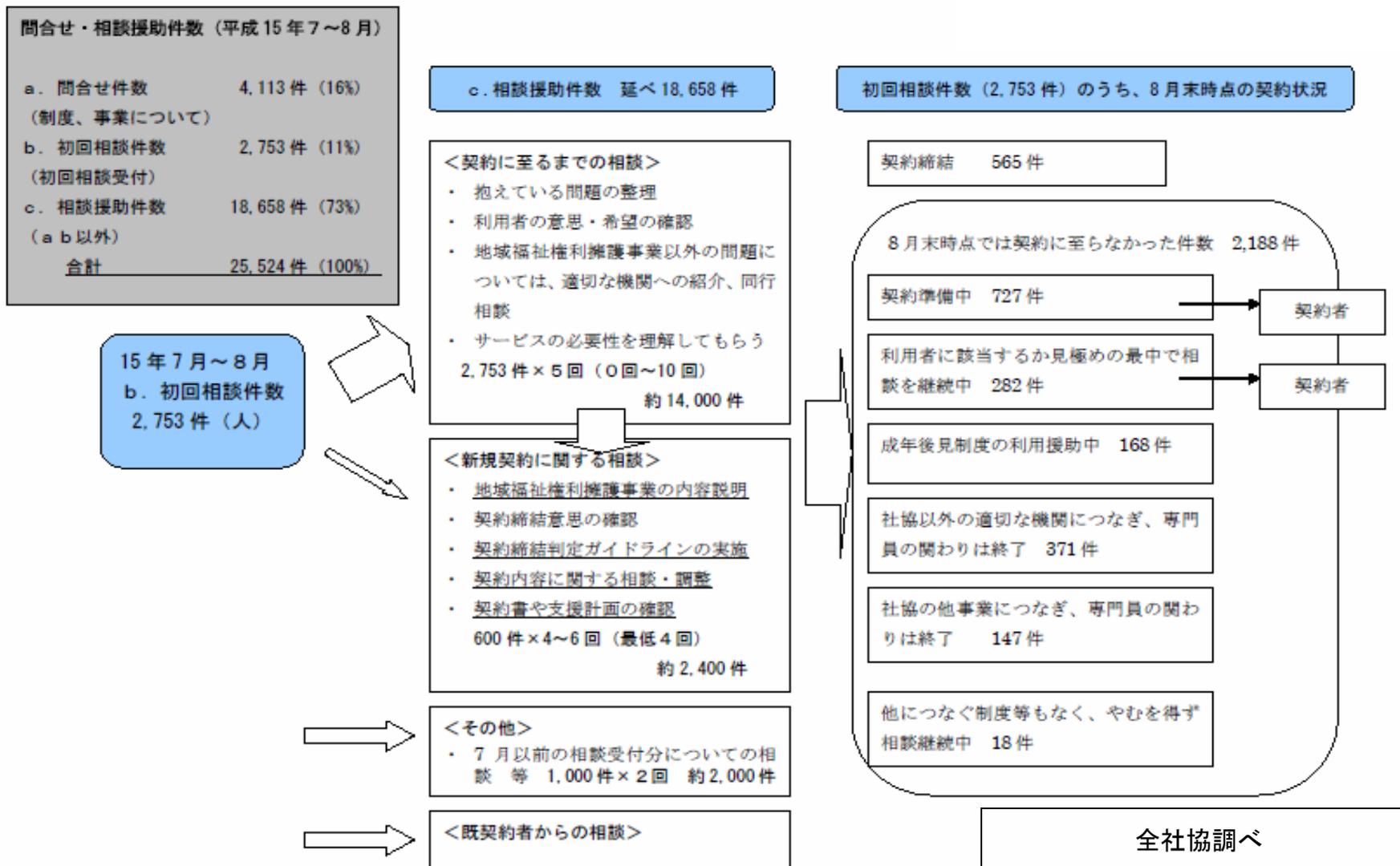
出典：平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書(全国社会福祉協議会)

(%)

契約にいたらなかった相談者への対応状況

- 契約に至らなかった相談者の3割が本事業の対象者として契約準備中であるほか、「本事業又は成年後見制度の対象者の見極め段階で相談を継続している」か「本事業にも成年後見制度にもなじまないが、気になるケースのため主に専門員が見守り、継続的に関わっている」など、契約に結びつかないまま専門員が対応している相談者が2割ある。

基幹的社協で相談を受けた件数の内訳



沿 革

平成3年 (1991年)	<p>東京都社会福祉協議会が「権利擁護センターすてっぷ」を開設 法律や生活に関する相談、知的障害者のための日常生活プラン等の作成とその生活を援助する生活アシスタントの紹介等の支援を行う。</p>
平成4年 (1992年)	<p>品川区社会福祉協議会が「さわやかサービス」を開始 住民参加型在宅福祉サービスに位置づけ、財産管理・保全サービスを行う。</p>
平成9年 (1997年)	<p>大阪府社会福祉協議会が「大阪後見支援センター」を開設 大阪府社会福祉協議会と大阪市社会福祉協議会が共同で「経済生活支援事業」を開始。 週1回程度の定期的訪問を通じて福祉サービスの利用状況の確認、費用の支払いなどを行う。</p>
平成10年 (1998年)	<p>中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会(中間まとめ) (要旨) 自己決定能力が低下している者に対しては、<u>措置制度から利用制度へ</u>と移行する中で、適切なサービスの利用を可能とする制度が必要となる。また、各地の社会福祉協議会等において、痴呆の高齢者等に対して日常生活の相談援助、財産管理等を行う取組が始まっている。このような状況から、成年後見制度の導入と併せて、社会福祉分野においても各種サービスの適切な利用等を援助する制度の導入、強化を図る必要がある。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>社会福祉分野における日常生活支援事業に関する検討会 「中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会(中間まとめ)」を踏まえ、制度が適正かつ確実に実施されるよう、法律上の位置づけや契約締結に必要とされる判断能力の程度、援助の範囲等についての考え方を整理。</p>
平成11年 (1999年)	<p>地域福祉権利擁護事業の基盤整備に関する調査研究委員会(全国社会福祉協議会に設置) 「社会福祉分野における日常生活支援事業に関する検討会」により報告された基本的な枠組みを踏まえつつ、契約書様式、契約締結判定ガイドラインの作成等、事業実施に必要な細部について検討。マニュアルを作成。</p>

<p>平成11年 (1999年)</p>	<p>地域福祉権利擁護事業の開始(国庫補助) 全国どこにいても援助を受けやすい体制を整備するべきという社会的要請から、全国的ネットワークがある公益団体であって、社会福祉事業を適切に実施するための一定の組織管理・財務体制を確保している都道府県社会福祉協議会を実施主体とした。</p>
<p>平成12年 (2000年)</p>	<p>社会福祉法施行 第二種社会福祉事業に福祉サービス利用援助事業を規定。</p> <p>成年後見制度の開始 禁治産・準禁治産の制度を、各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする制度とするため、補助・保佐・後見の制度に改めた。</p>
<p>平成15年 (2003年)</p>	<p>事業の実施主体を都道府県社協から、指定都市社協に拡大</p>
<p>平成19年 (2007年)</p>	<p>事業の名称を「日常生活自立支援事業」に変更。相談窓口を増設 基幹的社協については、事業当初、全国にあまねく実施体制を整備する方向で、当面広域行政圏1ヶ所(全国で365ヶ所)の整備を進めてきた。今後さらに全国で基盤整備を図り、最終的に本事業の有する機能を地域住民に最も身近な市区町村域に広げるよう、整備を進めている。</p>

日常生活自立支援事業の実施状況

○ 平成11年10月の開始以来、相談件数、契約件数ともに年々増加。平成18年度末現在、事業開始以降の延べ相談件数は約179万件、延べ契約者数は約3.8万件、実利用者数は2.2万人。

全国社会福祉協議会調べ

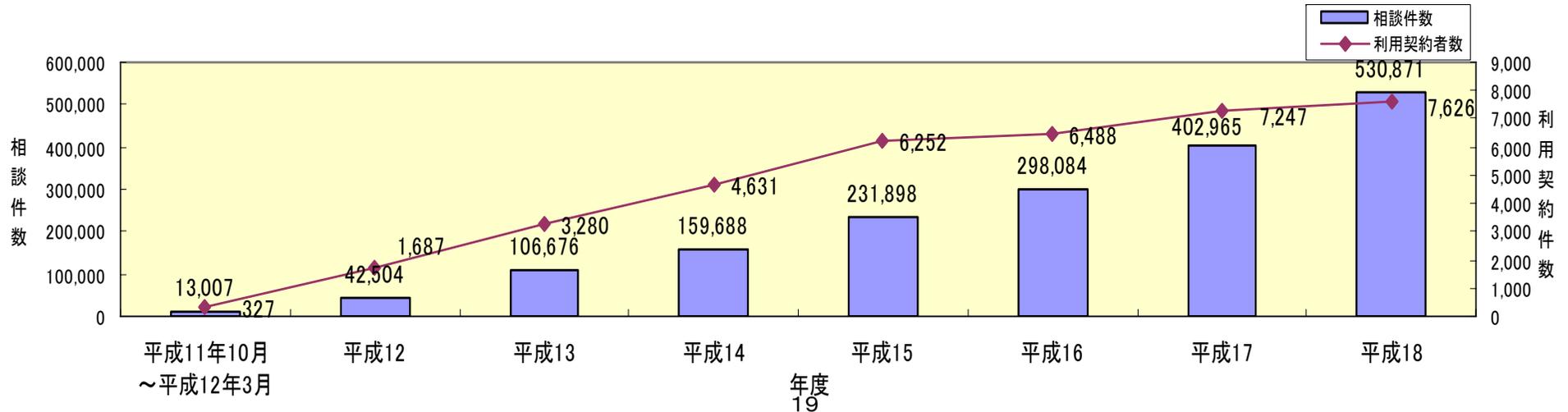
	延べ相談件数	利用契約者数
平成11年10月～平成12年3月	13,007	327
平成12年度	42,504	1,687
平成13年度	106,676	3,280
平成14年度	159,688	4,631
平成15年度	231,898	6,252
平成16年度	298,084	6,488
平成17年度	402,965	7,247
平成18年度	530,871	7,626
合計	1,785,693	37,538

平成18年度末の実利用者数
21,904人

(参考) 平成18年度 対象者別契約状況

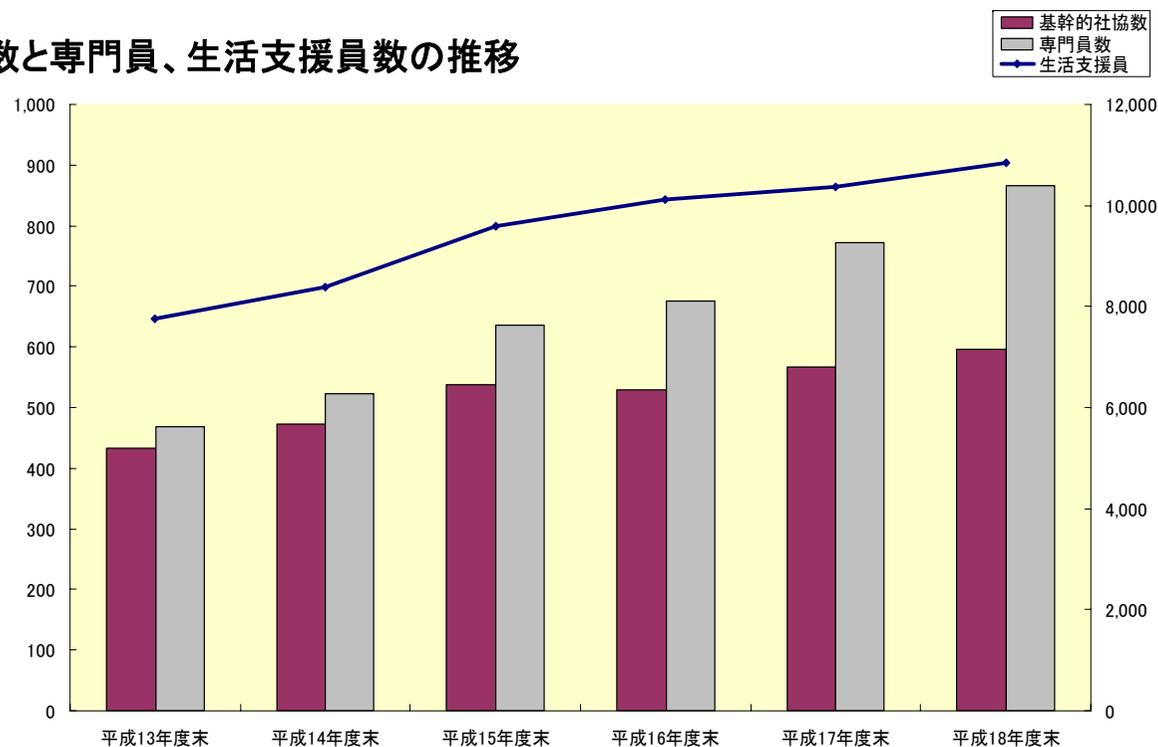
対象者	認知症 高齢者 など	知的 障害者 など	精神 障害者 など	その他	契約状況	
					計	うち 生活 保護
契約件数	4,822	1,085	1,282	437	7,626	2,632
構成比(%)	63.2	14.2	16.8	5.8	100	35.0

相談件数・利用契約者数の推移



- 基幹的社協数と専門員、生活支援員数は、年々増加。1ヶ所あたり平均では、平成18年度末現在、専門員は約1.5人、生活支援員は約18人。
- 専門員の雇用形態は、平成17年度末現在、常勤88%（非正規常勤含む。専任47%、兼任53%）、非常勤12%（専任65%、兼任35%）。
- 専門員一人当たりの平均相談件数は、平成18年度末現在、842件、実利用者数36.1人。

基幹的社協数と専門員、生活支援員数の推移

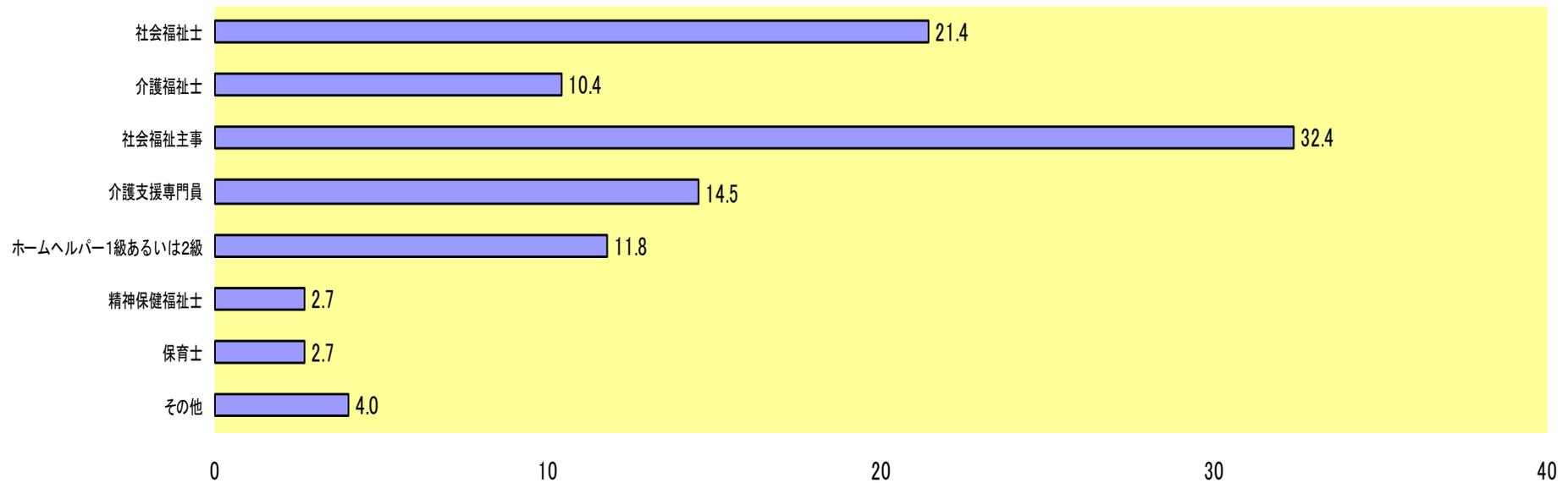


	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
基幹的社協数	433	472	538	530	567	596
専門員数	469 (1.08)	523 (1.11)	635 (1.18)	676 (1.28)	771 (1.36)	866 (1.45)
生活支援員	7,769 (17.94)	8,396 (17.79)	9,602 (17.78)	10,116 (19.09)	10,364 (18.28)	10,847 (18.20)

注. 専門員数及び生活支援員数の下段()書きは1基幹的社協等あたりの平均人数

- 専門員の社会福祉士資格保有率は、2割（2006年調査）。
- 平成19年度から実施要領において、専門員は、原則として社会福祉士とすることを明記。

専門員が保有する社会福祉関係の資格(複数回答)

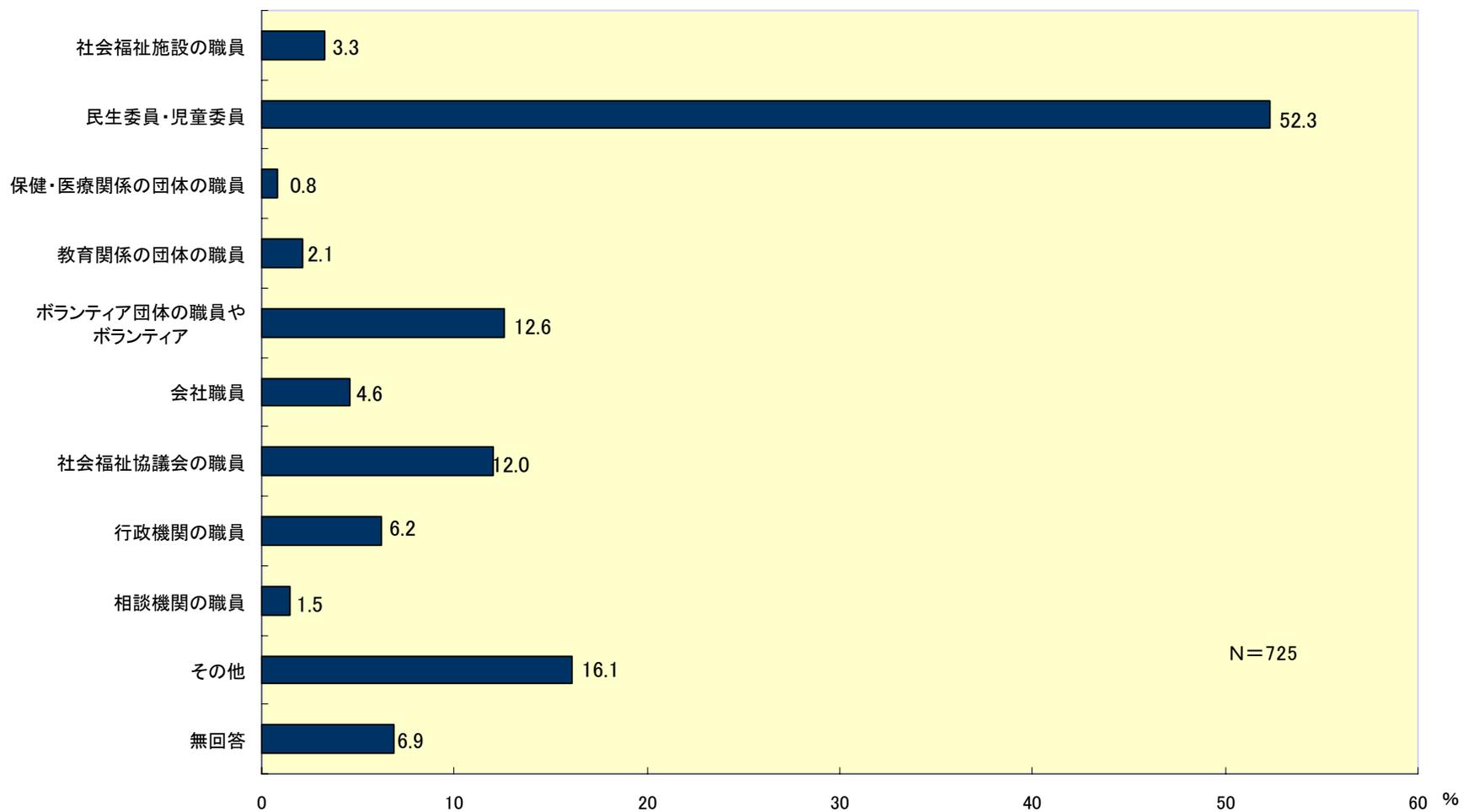


調査数 (専門員数)	社会福祉士	介護福祉士	社会福祉主事	介護支援 専門員	ホームヘルパー 1級あるいは2級	精神保健 福祉士	保育士	その他
549人	187人	91人	283人	127人	103人	24人	24人	35人
—	34.1%	16.6%	51.5%	23.1%	18.8%	4.4%	4.4%	6.4%

※地域福祉権利擁護事業の機能強化および運営基盤の強化に関する調査研究報告書2006(全国社会福祉協議会)を元に作成

○ 生活支援員の半数は、もと民生委員・児童委員。

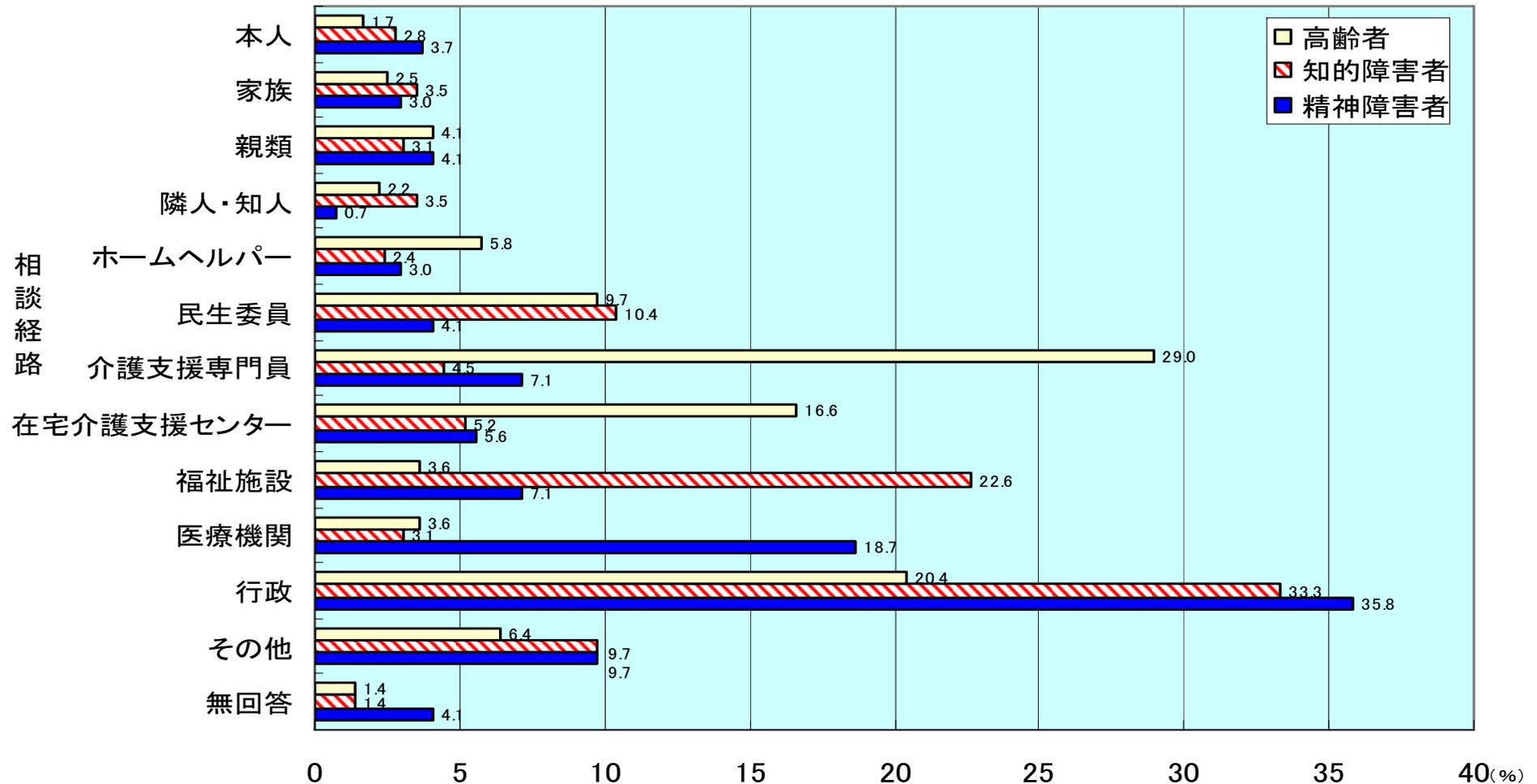
生活支援員になる前の仕事（複数回答）



出典：平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書（全国社会福祉協議会）

- 本人からの相談は高齢者、知的障害者、精神障害者いずれも少ない。高齢者は介護支援専門員、知的障害者は行政、福祉施設、精神障害者は行政、次いで医療機関からつながる者が多い。
- サービス料金の滞納や利用上のトラブル等をきっかけに関係機関からつながることが多いという。
- これら必要者が本事業を理解し、契約にいたるための支援が必要であるため、契約以前の専門員による相談等の関わりが重要。

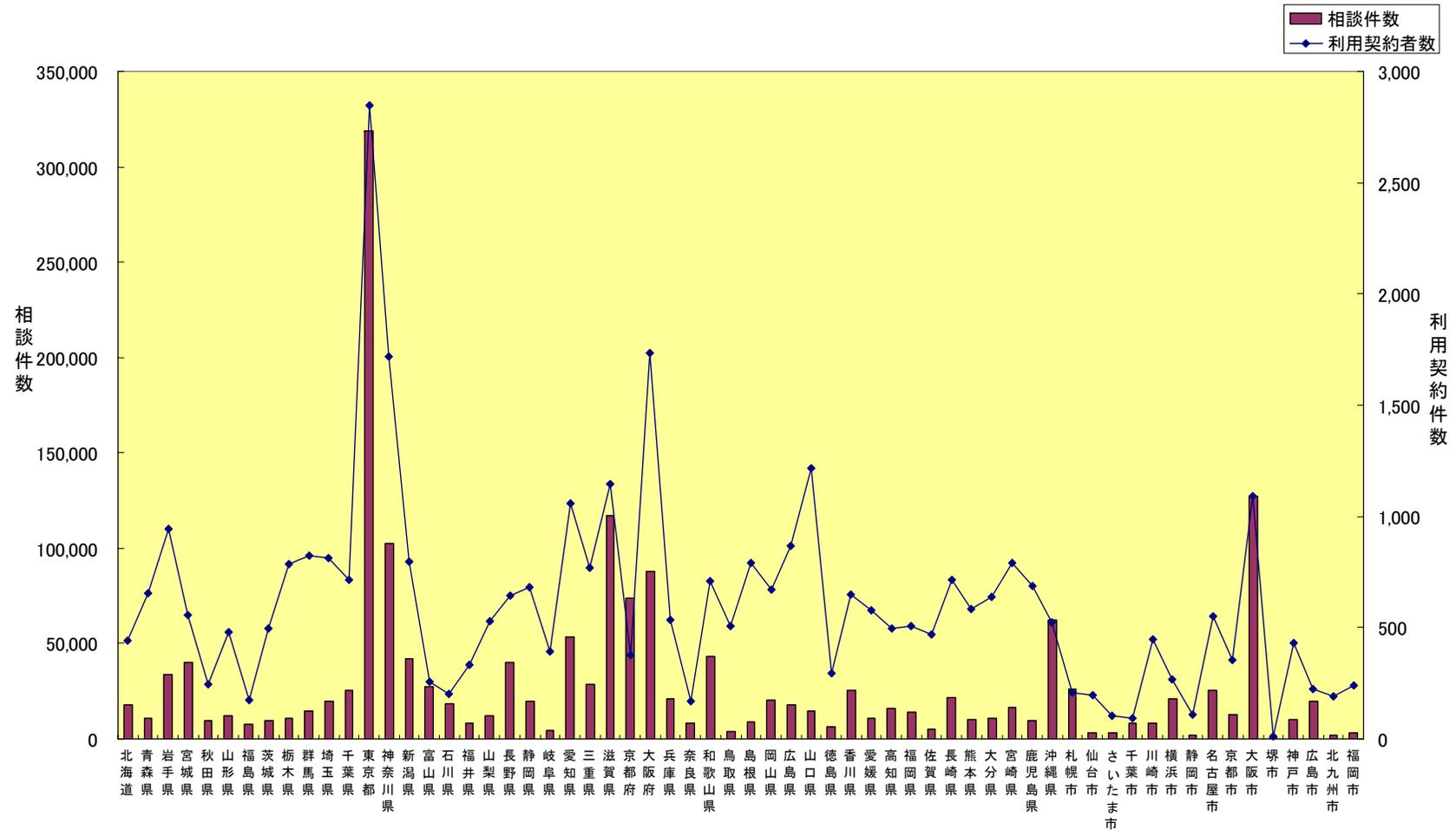
利用者を基幹的社協等につなげる相談経路



出典：平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書(全国社会福祉協議会)

○ 事業開始からの延べ相談件数、利用契約者数は、都道府県、指定都市社会福祉協議会間に格差。

実施主体別延べ相談件数・利用契約者数(平成11年10月～平成19年3月)

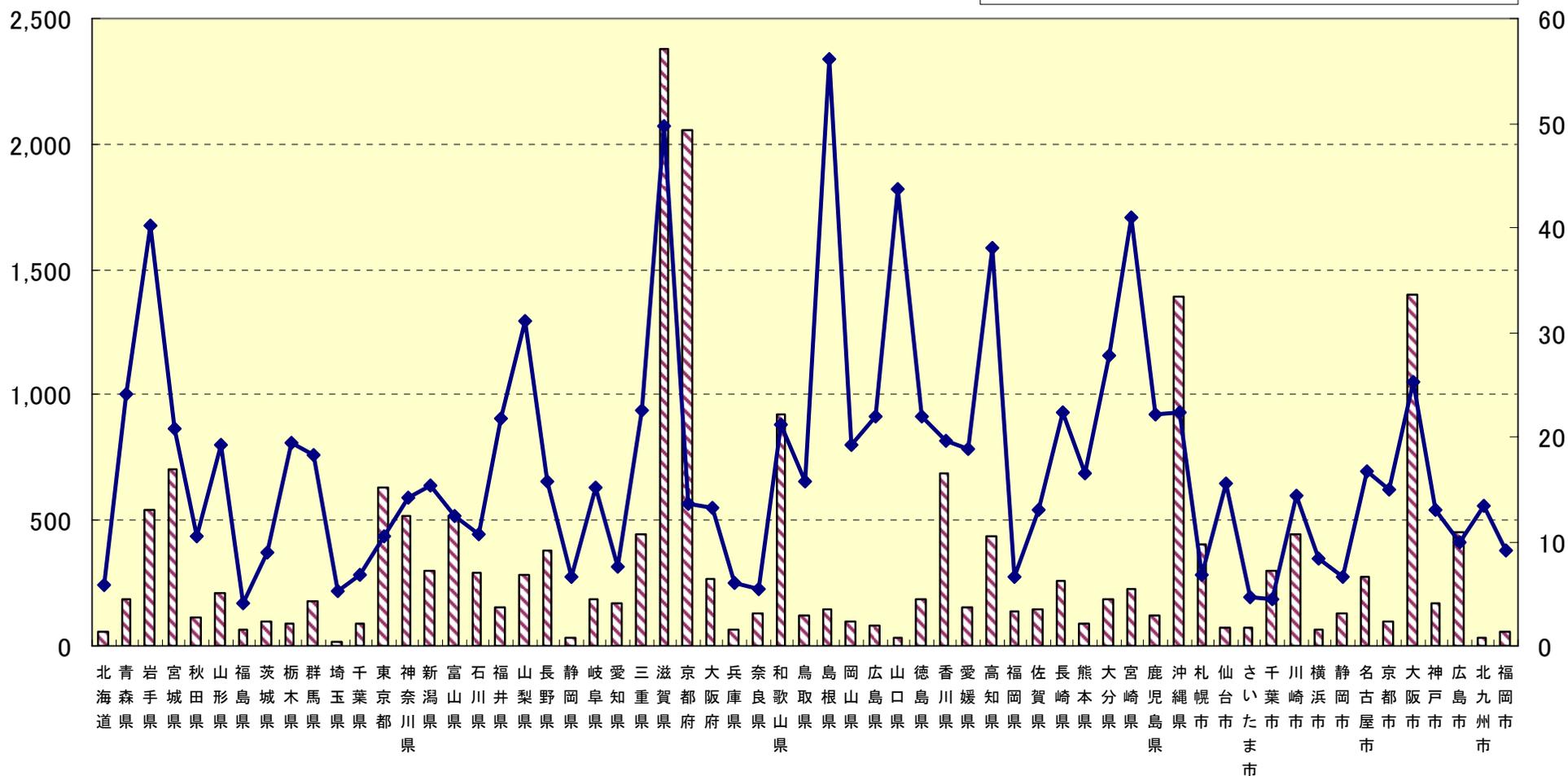


○ 人口10万人あたりの実利用者数は、都道府県、指定都市社会福祉協議会ごとにみると、最も多いところと少ないところでは約14倍の開き。

人口10万人あたりの相談件数、実利用者数
 (相談件数は平成17年4月～18年3月末の累計。実利用者数は18年度末現在)

(相談件数)

相談件数 実利用者数



日常生活自立支援事業の国庫補助

○ 現在、セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニュー事業として実施。(200億円の内数)

【本事業に係る標準的な事業費】 都道府県・指定都市社協1ヶ所あたり 約17,000千円
 基幹的社協1ヶ所あたり 約 7,400千円

【平成18年度末 実利用者数一人あたり】 約182,000円(1ヶ月15,000円)

【平成18年度 延相談件数一件あたり】 約 7,515円(1ヶ月 626円)

日常生活自立支援事業予算交付決定額の推移

【補助率】

国1/2、都道府県(指定都市)1/2



	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
予算額	957,587	1,871,020	3,453,600	3,453,600	3,572,388	3,393,768	13,597,467	15,000,000	20,000,000
交付決定額	681,360	1,405,540	1,519,029	1,540,074	1,814,562	1,851,112	1,910,835	1,994,871	
備考	平成11年10月実施		地域福祉推進事業に統合		実施主体に指定都市を追加		セーフティネット支援対策等事業費補助金に統合		

関係する告示・通知

<p>ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 (平成15年7月31日) (／厚生労働省／国土交通省／告示第1号)</p>	<p>ホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを実現するため、地域福祉の推進を図ることが重要であることから、日常生活自立支援事業の利用の推進を図ること。</p>
<p>地域支援事業の実施について (平成18年6月9日) (老発第0609001号)</p>	<p>日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図ること。</p>

社会福祉法(昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号) 一抜粋一

＜福祉サービス利用援助事業関係＞

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

十二 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)

第八章 福祉サービスの適切な利用

第二節 福祉サービスの利用の援助等

(福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮)

第八十条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならない。

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

第八十一条 都道府県社会福祉協議会は、第一百条第一項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

＜運営適正化委員会関係＞

(社会福祉事業の経営者による苦情の解決)

第八十二条 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

(運営適正化委員会)

第八十三条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

(運営適正化委員会の行う福祉サービス利用援助事業に関する助言等)

第八十四条 運営適正化委員会は、第八十一条の規定により行われる福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該福祉サービス利用援助事業を行う者に対して必要な助言又は勧告をすることができる。

2 福祉サービス利用援助事業を行う者は、前項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等)

第八十五条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

(運営適正化委員会から都道府県知事への通知)

第八十六条 運営適正化委員会は、苦情の解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、都道府県知事に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(政令への委任)

第八十七条 この節に規定するもののほか、運営適正化委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係

日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係の概要

- 成年後見制度が、財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行う仕組みであるのに対し、日常生活自立支援事業は、利用者ができる限り地域で自立した生活を継続していくために必要なものとして、福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行うことが目的。
- 任意後見制度が財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を対象とする民法上の任意代理の新たな類型として家庭裁判所が任意後見監督人を選任するという形で関与する仕組みであるのに対し、日常生活自立支援事業は、福祉サービス利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等を行うことを援助の範囲として、一般の任意代理の委任契約に基づく事業として手続ができる仕組み。第三者より構成される「運営監視委員会」による監視を行うことにより事業の信頼性を確保。
- 本人が判断能力を欠き契約を締結できない場合には、成年後見制度により選任された成年後見人等との間で利用契約を締結することとなる。
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業とが連携を密にして、両者があいまって機能を果たすことにより、判断能力が不十分な方も安心して生活できるよう支援することが必要。

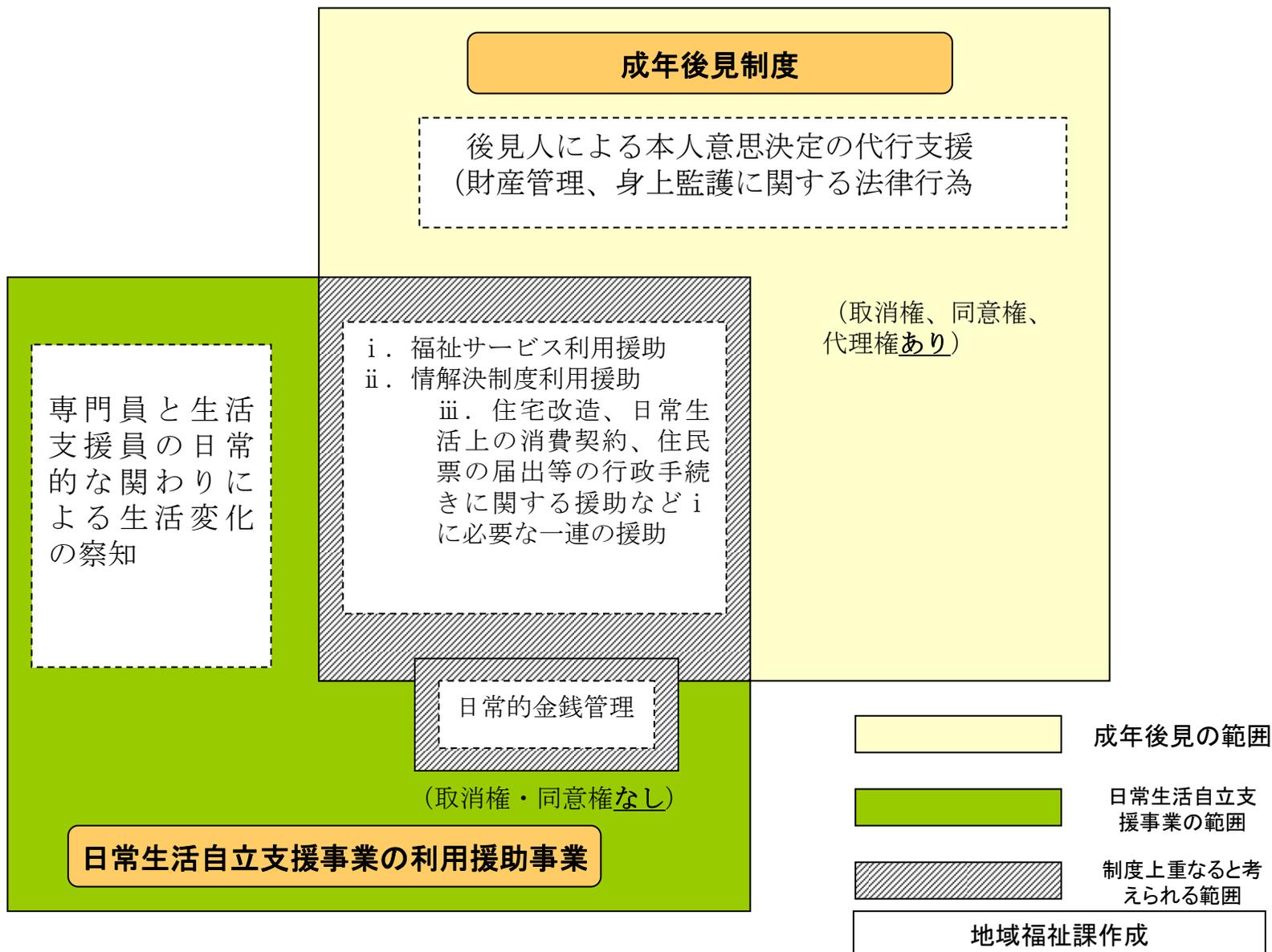
- 日常生活自立支援事業を利用していることによる成年後見制度利用の際のメリットとしては、
 - ① 本人の心身、経済、家族状況等やニーズが客観的に把握でき、
 - ② 利用者自身が日常生活自立支援事業の利用経験をとおして、第三者に金銭管理を依頼するということに慣れるため、成年後見制度につながりやすくなる。
 - ③ 成年後見開始までの支えになる。

- 問題点としては、「申立人がいない」「管理すべき財産がない」「費用や後見人の報酬が支払えない」場合に、成年後見制度の利用に結びつき難いことが指摘されている。
 - * 成年後見制度の低所得者対応の問題。（「市町村長申立て」「成年後見制度利用支援事業」の活用がすすまない現状）
 - * 成年後見制度の利用が開始されないと本人意思決定の代行や財産管理を行えない。また、施設入所が必要な状態であっても、その判断と手続きを行うものがない状態となる。

- 成年後見制度の利用を援助する事業は、介護保険制度では、地域支援事業（介護保険法第115条の38第2項）、障害者自立支援法では地域生活支援事業（障害者自立支援法第77条第3項）において任意事業として実施。
 - * 平成18年度 成年後見開始の審判申立件数 29,380件（前年対比64%増）。

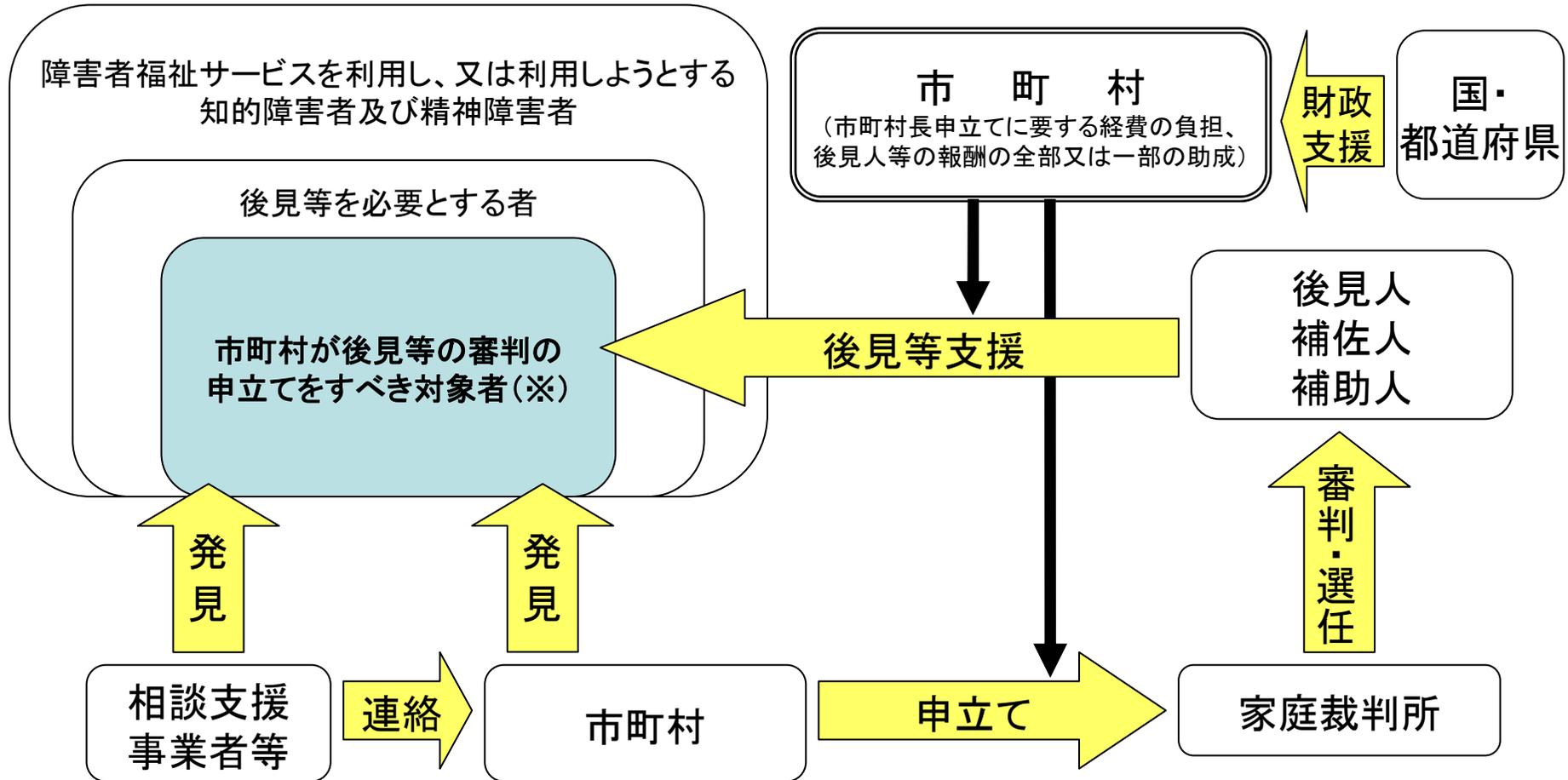
<p style="text-align: center;">援助(保護) の 方法・種類</p>	<p><方 法> 本人と社会福祉協議会による援助内容の決定</p> <p><種 類> ○福祉サービスの情報提供、助言など相談 ・援助による福祉サービスの利用契約手続き援助</p> <p>○ 日常的金銭管理 ・日常的金銭管理に伴う預貯金通帳の払出し等の代理、代行 ・福祉サービス利用料支払いの便宜の供与</p> <p>○ 書類等の預かり ・証書等の保管により、紛失を防ぎ、福祉サービスの円滑な利用を支える</p>	<p><方 法> 家庭裁判所による援助(保護)内容の決定</p> <p><種 類> ○ 財産管理・身上監護に関する法律行為 ・財産管理処分、遺産分割協議、介護保険サービス契約、身上監護等に関する法律行為</p> <p>・同意権・取消権 補助は家裁が定める「特定の法律行為」※ 保佐は民法第12条第1項各号所定の行為 成年後見は日常生活に関する行為以外の行為</p> <p>・代理権 補助・保佐は申立ての範囲内で家裁が定める</p> <p>※「特定の法律行為」 成年後見は、財産に関するすべての法律行為</p>
<p style="text-align: center;">費 用</p>	<p>○契約後の援助は利用者負担</p> <p>1回あたり平均1,200円程度 社会福祉事業として契約締結までの費用は公費補助</p>	<p>○全て本人の財産から支弁 申し立ての手続費用、登記の手続費用 後見の事務に関する費用 成年後見人、監督人に対する報酬費用 等</p>
<p style="text-align: center;">費用の 減免 又は助成</p>	<p style="text-align: center;">生活保護受給世帯へ派遣する場合の生活支援員の賃金は、国庫補助対象経費</p> <p>自治体独自で減免している場合あり</p>	<p>○成年後見制度利用支援事業として 申立費用・後見人への報酬の補助 ・介護保険制度の地域支援事業[任意]として実施(介護保険法第115条の38第2項) ・障害者自立支援法の地域生活支援事業[任意]として実施(障害者自立支援法第77条第3項)</p> <p>○リーガルサポート(司法書士会)による成年後見助成基金</p>

「地域福祉権利擁護事業」と「成年後見制度」の関係概念図



成年後見制度利用支援事業

(障害者自立支援法の地域生活支援事業)



※市町村が後見等の審判の申立てをすべき対象者(次のいずれにも該当する者)

- ・身寄りのない(原則、2親等以内の親族がいない)重度の知的障害者及び精神障害者
- ・所得状況等を勘案し、申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

- 地域生活支援事業に位置付け
- 実施主体:市町村
- 費用負担:国1/2、都道府県・市町村1/4

介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号) 一抜粋一

<成年後見制度関係>

(地域支援事業)

第百十五条の三十八 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者(第一号被保険者に限る。)の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業(介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。)
 - 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
 - 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
 - 四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
 - 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- 2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
 - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
 - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業

障害者自立支援法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号) 一抜粋一

＜成年後見制度関係＞

(市町村の地域生活支援事業)

第七十七条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業

二 聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等につき、手話通訳等(手話その他厚生労働省令で定める方法により当該障害者等とその他の者の意思疎通を仲介することをいう。)を行う者の派遣、日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付又は貸与その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

三 移動支援事業

四 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聴いて、当該市町村に代わって前項各号に掲げる事業の一部を行うことができる。

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、現に住居を求めている障害者につき低額な料金で福祉ホームその他の施設において当該施設の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業その他の障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができる。